

日 時	平成27年1月6日(火) 午前10時から正午
場 所	県庁10階 大会議室
会次第	1 開 会 委員15名中14名出席(森委員欠席) (1)教育委員会あいさつ 松山教育次長 (2)会長あいさつ 阪根会長
	2 協 議 ・平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の 諸問題に関する調査結果について
	3 閉 会

協議

- ・いじめ認知件数が多いが、いじめの芽を早く見つけることが大切である。
- ・小学6年生と中学1年生の不登校児童生徒数の大きなギャップが気になる。
- ・中学校と小学校が連携し、オープンスクールに小学生を招待したり、中学校の教員が小学校への出前授業を行ったり、合同で行事を行い中学校に慣れてもらう。また、小学生が入学前に抱く不安について中学生が答える等、小中の連携は大切。
- ・不登校の初期段階での対応に力を入れる。「段階別不登校対応ハンドブック」の積極的な活用。
- ・不登校は休み始めた初期対応が大切。個(担任)ではなく組織(チーム)で対応する。
- ・児童生徒の問題行動等の背景には、貧困問題など経済的な要因のあるケース多い。スクールソーシャルワーカーが各学校を巡回できる体制があればいい。
- ・子どもたちにストレスの耐性がないことが大きな問題。
- ・否定的な見方や考え方をする世帯に育った人は、問題が多い。大人の社会にもいじめが多くあり、大人が肯定的な見方や関心を持って生きることが大切。
- ・小学校の段階から「先生は味方」とインプットさせることで、中学校へのスムーズな引き継ぎができる。「いじめ」「暴力」が減る。すなわち小学校教育の重要性。
- ・不登校のきっかけは「無気力」「怠惰」が多い。その対策が必要。
- ・いじめの芽はたくさんある。しかし、「芽」が育たない社会環境をつくるのが大切。
- ・いじめがあれば小さな出来事でも記録する。チェックリストやアンケートも小中高と連携できるような記録用紙があればいい。
- ・他県の調査で中1ギャップの要因第1位は「テスト・成績」、第2位は「授業が難しい」など、学習に関係する項目が上位。このギャップを埋めるには、小学校高学年から学習レベルがわかる評価をしたらどうか。中1は勉強、部活、ゲーム・スマホ等多忙である。ゆっくり休める日がない。中学校は先生も生徒も疲れすぎている。
- ・いじめアンケートの仕方に関するガイドライン。
- ・学校に来たら大事にしてもらえる。学校は楽しいものでなければならない。
- ・美馬地区、阿波・吉野川地区で「中学生サミット」を実施する予定。スマートフォンの使い方について話し合いを持つ。
- ・高校にもスクールカウンセラーを配置して欲しい。
- ・不登校解消に向けて、親が学校に行かせたがらないケースは解決が困難。こうなる前に、学校との信頼関係を築くこと。
- ・子どもたちにおこる様々な問題を、自分たちで解決できる力を育成すること。そのため、大人は状況を知った上で見守り、必要以上に手を出さないことが大事。

「文部科学省 平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
における徳島県公立学校の調査結果について

1 徳島県公立学校調査結果の推移

① 暴力行為件数(公立小中高)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	39	14	22	27	21
中学校	367	303	289	275	275
高等学校	85	91	84	52	57
県合計(千人あたり件数)	491(6.0)	408(5.0)	395(4.9)	354(4.5)	353(4.6)
全国合計(千人あたり件数)	56,729(4.5)	56,090(4.5)	51,778(4.2)	51,907(4.2)	55,329(4.5)

注：平成25年度は高等学校通信制課程も調査対象に含めているため単純比較はできない。

② いじめ認知件数(公立小中高)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	158	150	141	355	277
中学校	281	247	193	351	257
高等学校	9	10	10	26	15
特別支援学校	0	1	0	0	10
県合計(千人あたり件数)	448(5.4)	408(5.0)	344(4.3)	732(9.3)	559(7.2)
全国合計(千人あたり件数)	70,219(5.6)	74,742(5.9)	67,322(5.4)	191,003(15.4)	181,085(14.8)

③ 小中学校不登校児童生徒数(公立)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	148	165	133	92	105
中学校	634	664	599	532	533
県合計(千人あたり人数)	782(12.6)	829(13.6)	732(12.2)	624(10.7)	638(11.1)
全国合計(千人あたり人数)	119,201(11.6)	116,484(11.5)	114,039(11.3)	109,306(11.0)	115,784(11.8)

④ 高等学校不登校生徒数(公立)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
徳島県(千人あたり人数)	325(16.0)	311(15.5)	287(14.5)	202(10.3)	118(6.1)
全国合計(千人あたり人数)	39,076(16.7)	42,852(18.2)	43,969(18.8)	45,080(19.3)	43,181(18.8)

⑤ 高等学校中途退学者数(公立)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
徳島県(出現率%)	313(1.5)	310(1.5)	258(1.3)	250(1.3)	252(1.3)
全国合計(出現率%)	39,412(1.7)	38,372(1.6)	37,483(1.6)	35,965(1.5)	38,421(1.7)

注：平成25年度は高等学校通信制課程も調査対象に含めているため単純比較はできない。

2 調査結果の概要（校種別）

① 暴力行為

件数

校種	生徒間暴力	対教師暴力	器物損壊	対人暴力	合計(件)
小学校	16 [76.2]	4 [19.0]	1 [4.8]	0 [0]	21
中学校	162 [58.9]	59 [21.5]	52 [18.9]	2 [0.7]	275
高等学校	48 [84.2]	1 [1.8]	7 [12.3]	1 [1.8]	57
合計(件)	226	64	60	3	353

[]内はパーセント

② いじめ

・「いじめの様態」（9項目よりの複数回答）

件数

区分	小学校	中学校	高等学校
①冷やかし, からかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる	215 [77.6]	175 [68.1]	8 [53.3]
②軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをして, 叩かれたり, 蹴られたりする	69 [24.9]	60 [23.3]	7 [46.7]

[]内はパーセント

表のように小・中学校及び高等学校とも上位は同じ区分のものであった。以下、小学校では「仲間はずれ, 集団による無視をされる」（48件[17.3%]）, 中学校では「ひどくぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたりする」（28件[10.9%]）, 高等学校では「パソコンや携帯電話で, 誹謗中傷や嫌なことをされる」（3件[20.0%]）であった。

※「いじめの解消状況」（「解消しているもの」・「一定の解消が図られたもの」の件数）

小学校 277件中 274件 [98.9%] 中学校 257件中 250件 [97.3%]

高等学校 15件中 15件 [100.0%] 特別支援学校 10件中 10件 [100.0%]

全体 559件中 549件 [98.2%]

（平成25年度末に解消に向けて取組中であったいじめは, 追跡調査の結果, 解消または一定の解消が図られている。）

③ 小・中学校における不登校

「不登校になったきっかけと考えられる状況」（複数回答可）は, 小学校では「不安など情緒的混乱」（28人 [26.7%]）, 「親子関係をめぐる問題」（20人 [19.0%]）, 「無気力」（19人 [18.1%]）, 「いじめを除く友人関係をめぐる問題」（16人 [15.2%]）などとなり, 中学校では「無気力」（166人 [31.1%]）, 「不安など情緒的混乱」（119人 [22.3%]）, 「いじめを除く友人関係をめぐる問題」（64人 [12.0%]）などとなっている。

④ 高等学校における不登校

「不登校になったきっかけと考えられる状況」（複数回答可）は, 「不安など情緒的混乱」が16人 (13.6%), 「無気力」が11人 (9.3%), 「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が10人 (8.5%) などとなっている。

⑤ 高等学校における中途退学

中途退学の理由は, 「もともと高校生活に熱意がない」が54人 (21.4%), 「就職を希望」が33人 (13.1%), 「別の高校への入学を希望」が27人 (10.7%) などとなっている。

第 1 回 徳島県いじめ問題調査委員会議事録

- 1 日時 平成 26 年 6 月 18 日 (水) 13:15~14:30
- 2 会場 県庁 10 階 大会議室
- 3 出席者 委員
- | | |
|-------------------|---------------|
| 岡崎 啓子 (敬称略, 以下同じ) | 飯泉 嘉門 知事 |
| 上地 大三郎 | 犬伏 秀之 監察局長 |
| 住谷 さつき | 相田 芳仁 監察局次長 |
| 中岡 泰子 | 伊達 良史 人権教育課長 |
| 山下 一夫 | 小林 良章 人権教育課 |
| | いじめ問題等対策室長 |
| | 折野 好信 総務課長 ほか |

【 会議次第 】

- 1 開 会
- (1) 知事挨拶
- (2) 自己紹介
- 2 議 事
- (1) 会長の選出
- (2) 会長代理の指名
- (3) 運営規程について
- (4) 制度概要等説明
- (5) 意見交換
- 3 閉 会

【 会議録 】

(事務局)

定刻が参りましたので、ただ今から、第 1 回「徳島県いじめ問題調査委員会」を開会させていただきます。それでは、早速ではございますが、まず議事に先立ちまして、飯泉知事からご挨拶を申し上げます。

(知事)

本日は、第 1 回目となります「徳島県いじめ問題調査委員会」を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、また足下のお悪い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

そしてなによりも、皆様方にはこの度の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、いじめ問題の対応、これにつきましては、早期発見、早期対応がまさに求められる、このようにいわれるところでもあります。ましてや、青少年の皆さんの健全育成という観点からは、あってはならない問題であります。

しかし、東日本大震災からの対応、その復興がまだなのに、平成 23 年度 10 月に滋賀県の天津で、中学校 2 年生の男子がいじめを苦に自殺を図った、という事件が起きました。実は、この天津市の教育委員会の対応、学校の対応、これらに対して、今までの地方教育行政法で定めた、いわゆる首長と教育委員会との関わり、いわゆる政治的な介入を防

ぐ独立性を、といったことがかえって後手になったのではないか、こうした点が、多くの皆様方から指摘をされ、改正地方教育行政法がよいよ成立します。これまでの教育委員会制度、教育委員長、あるいは教育長、組織ですね、こうしたものを抜本的に新しい形に切り替える、ということまで、実はこの事件が大きな起因となったところでありました。いかに、いじめ問題が今では社会的に大変重要な課題になっているのかと、先生方もおわかりをいただけることかと思えます。

昨年の9月であります、**「いじめ防止対策推進法」**がスタートとなりました。これを各都道府県、教育委員会が受けるという形でありました。そこで、この法律を冠した施行条例、これを県におきましてもスタートさせることとなりました。まず、教育委員会の中での体制の整備、これが図られました。一つは、いじめ問題に対しての速やかな連絡、あるいは情報共有を行う**「いじめ問題等対策連絡協議会」**を教育委員会に設置をいたしますとともに、何か大きな重要課題、あるいは問題が発生をしたときに、有識者の皆様方にお集まりをいただき、そして教育委員会としても大所高所から、ご意見ご指導を賜るという形での**「いじめ問題等対策審議会」**をスタートをし、ともに第1回の会合を終えたところでもあります。

また、教育委員会、つまり、公立の学校だけではなくて、私学もこれは当然のことながらこの課題としては対象となるところでありますので、ここは知事部局も積極的に参画をしていこうということで、監察局の中に、この**「いじめ問題調査委員会」**こちらを設置させていただきまして、こうした、教育委員会の審議会などを含む中でいろいろな課題に対しての調査、これに対して保護者の皆様方、あるいは現場でなかなか納得がいかない、再調査を行っていただきたい、そうした場合の受け皿機関として、当委員会が存在するところであります、今日、第1回の委員会会合を開くことができたところであります。どうか、委員の先生方におかれましては、これまでの課題、経緯、こうした点についてのご理解をぜひいただきまして、一番あるべきは、徳島県の教育現場、あるいは徳島県の中から、いじめがなくなることが一番いいわけであります。なかなかそう簡単にこれがなくなるものではありませんので、やはり、早期発見・早期対応、こうした点をしっかりと行うことができるように。また、調査などに対してなかなか関係の皆様方が納得がいかない、その納得をしっかりと得るための体制といったものをスタートしていきたいと、このように考えておりますので、どうか委員の皆様方にはご協力よろしくお願い申し上げます、委員会冒頭にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

今回が第1回の会議で、初めての会合という形になりますので、誠に恐縮ではございますが、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

(以下、各委員自己紹介)

(事務局)

皆様、ありがとうございます。それではこれより議事に入らせていただきます。

それでは、早速ではございますが、当委員会の会長の選出をお願いしたいと存じます。**「いじめ防止対策推進法施行条例」**第19条第2項の規定によりまして、「会長は、委員の互選によって定める。」と条例で規定をされてございます。この規定によりまして、互選によって、今定めていただきたいと存じます。いかがいたしましょうか。ご意見ございましたらお願いいたします。

(A委員)

いじめ問題にもずっと関わってこられたということで、鳴門教育大学の山下先生にお願いしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、A委員さんから山下委員さんをご推薦いただきましたが、山下委員に会長をお願いするというので、皆様よろしゅうございますでしょうか。

(異議無しの発言あり)

(事務局)

はい、ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、山下委員さんに会長をお願いすることに決定いたします。

それでは、会長から早速ではございますが、ご挨拶のほどよろしくお願いたします。

(会長)

ただいま会長に推薦していただきました、鳴門教育大学の山下です。ご指名により会長を務めさせていただきたいと思えます。一言、最初にご挨拶をさせていただきたいと思えます。私自身、今大学の経営の方の立場になりまして、大学教員個々のレベルだけでなく、大学全体のレベルとしても、このいじめの問題に取り組んでいきたいと考えています。「いじめ防止対策推進法」という非常に立派な法律ができたわけですが、それを如何に実行していくのか、いわゆる立派な仏ができてはいるわけですが、我々みんなが力を合わせて魂を入れていきたいと考えております。ちょっと手前味噌ですけども、鳴門教育大学ではいじめ問題の第一人者の森田洋司先生に特任教授として、この4月に来ていただきまして、そしていじめの問題を中心にした生徒指導のセンターを今年度中に作って、本学だけでなく他大学とも連携して、全国的ないじめ防止のための大学間連携というのを今、作りたいということで奔走しているところです。

話が脱線して、しかも大風呂敷になってしまいましたので、元に戻すと、いじめ防止のため、あるいはいじめ問題に対する適正対処のためには、それぞれが実際行動してネットワークを築くというのが非常に大事ではないかと考えております。要はいじめられた子、もちろんいじめた子も、それから保護者、学校、様々なところの人をひとりぼっちにしない。皆がそのネットワークにより、救うというのか、支援できるようになっていかねばいけないと考えております。そういうことで、この委員会が少しでもネットワークのひとつになれたらなというように私自身望んでおりますので、どうか皆さん力を貸してください。今後ともよろしくお願いたします。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして「いじめ防止対策推進法施行条例」、さきほど見ていただいた4ページでございますが、その第19条4項の規定によりまして、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、山下会長さんから会長代理をご指名いただきまして、その後引き続き、本日の議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

(会長)

それでは議事を進行してまいります。

まず最初に、会長代理の指名についてですが、本当にどの委員もすばらしい方ばかりな

のですが、会長代理には、弁護士である上地委員にお願いしたいと思います。

(会長代理)

よろしくお願いします。

(会長)

こちらこそ、どうかよろしくお願いします。

続きまして、本日が第1回目の開催であり、本委員会の運営に関して必要な事項について定める必要がありますので、「徳島県いじめ問題調査委員会運営規程(案)」について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

～資料1「徳島県いじめ問題調査委員会運営規程(案)」の説明～

(会長)

ただ今、事務局から説明のありました「徳島県いじめ問題調査委員会運営規程(案)」についてご意見やご質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(会長)

特段ございませんようですので、本「徳島県いじめ問題調査委員会運営規程」につきましては、原案のとおりとさせていただきたいと思います。

(会長)

続きまして、制度概要等の説明をお願いしたいと思います。はじめに「徳島県いじめ問題調査委員会」設置に至る経緯等について、事務局の監察局から説明をしていただき、続けて、「児童生徒のいじめの現状と対応」について、教育委員会の人権教育課から説明をいただきます。その後、意見交換とさせていただきます。それでは、よろしくお願いします。

(事務局)

～資料2『いじめ防止対策推進法』の施行に係る再調査機関について』の説明～

～資料6「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の説明～

～資料3「児童生徒のいじめの現状と対応について」の説明～

(会長)

ありがとうございます。それでは、どのようなご意見でも結構ですので、ご意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、B委員。

(B委員)

何点かあるので一個ずついきますね。先ほどご説明がありました資料3でございますけれども、いじめが732件認知されましたということで、それが新年度では全て解消されているというご説明でしたが、そんなに簡単に解消するものか、何をもって解消と言われたのか知りたいと思います。つまり、いじめというのは、だいたい隠れてと言うか、どんどん潜在化していくわけですから、解消したとと思っていたものが潜在化していたという話になってしまうと……。ちょっと実態を教えてくださいたいです。

(事務局)

24年度の件数が出てまいりましたが、25年度9月に各学校にこの件数について、解消もしくは一定の解消が図られていますか、というアンケートをとりました。学校から、最初はまだ一部が解決をしていないという報告があったのですが、最後には一定の解消、もしくは解消している。つまり、学校の判断ですが、これ以上いじめがひどくなっていないと、そう判断したものと思われま

(B委員)

結局何をもって解消かっていうのが分かっていなくて、例えば被害者の方がですね、言っても無駄な事だと思って何も言わなくなったら、それも解消となるのかといったことを懸念するわけなんですけれども、その辺を明確にさせていただいた方がいいのかなど。今は、それはもう学校から解消されたと報告があったので解消と扱っているということで、それはそれで分かるのですが、今後実態を見る上でやはりその辺は気をつけた方がいいのかな、というのがまず一点でございます。

続いてですね、これも意見なのかもしれませんが、組織について資料2でご説明をいただきました。事前に監察局の方にちょっとご意見申し上げたのですが、「いじめ問題等対策審議会」というところがありまして、そこには弁護士は入るのかということをお願いしました。我々弁護士はですね、手前味噌ではないんですけど、なるんですけども、子どもの人権保護委員会とかも各弁護士会にごさ

いまして、日本弁護士連合会というところにもあるんですけども、いじめ問題は我々としても注目しているところでありまして、実際のいじめの被害者から相談を受けて、あるいは加害者から相談を受けることもあるでしょうけども、そういった形で実際のやりとりを学校とやることもある訳でありまして、そういった経験を、正に政策にも生かしていけばいいのかなと思

(事務局)

いまして、できれば入れていただきたい、というのが一つあります。

あともう一つは、割と公的機関の方が多いと思うのですが、民間団体ですね、例えば子どもの人権とか、権利のためにいろいろ活動されている方とか、チャイルドラインとかフリースクールとかあるんですかね、そういうふうなところですね、そういう民間団体の方にも加わっていただくというのも考えていけないかと。これは意見でございます。

(B委員)

起こってからの対処・調査というのももちろん大事なのですが、知事も言われたとおり、早期発見というのも大事でありまして、日頃からどういう風にしていくべきなのかと、対策審議会で議論はされたのでしょ

(会長)

他、B委員。

(B委員)

それでは、もう一点だけ申し上げます。いじめの防止、資料6になるんですけども、基

本的な方針というのが策定されたということで、いじめを防ぐためにどうすればいいのかどう取り組めばいいのかと、いじめは許されないことなんだというふうなことで、それはその通りですし、間違っていないと思うんですが、おそらく言葉で、いじめは駄目だとか、いじめは人権侵害だとか言ったところで、いじめがなくなるというようなものではないだろうとは思っています。大事なのは、いじめっていうのは本当に被害者の生命、身体とか、本当に大事な、尊厳とか自尊心とかを傷つけるということなんです。なぜそんなことが平気でできてしまうのかというと、いじめをする側の問題もあると思うんです。つまり、色々指摘されるわけですけどもストレスがいろんな、それは学校であつたり家庭であつたりいろんな場面でやはり、ストレスが、何かあれば二言目には、おまえ何やってんのとか、そういうふうに、もっと頑張れとかそう言われてしまうと、なかなか自分自身が大切に思えない。そうなるとうやはり、そういったものが弱い方へ弱い方へとはけ口が出て行くわけでありまして、日頃から、やはり一人一人を大切にするというか、尊重されるような、そういう教育を、それは学校だけでの話でなくて家庭でもそうなんですけども、そういう意味では先ほども申し上げましたけども、私、少年犯罪とか児童虐待とかいうものも根っこは一緒だと思うんですね。一人一人を尊重するという、本当に子どもが大切にされているなという実感を持てればいいと思いますね。理屈じゃないと、そういうことはね。いくらいじめは駄目だね、百回言っても駄目なんです、大事にしてあげるといふ、そういうふうなことがいいのかなと思ひまして。そのあたりをどうすればいいのかということにはちょっとすぐに答えはないんですけども、その辺のことを今後の取組みとしてご検討いただけたらなと思っております。

(会長)

B委員に関連して私の方からちょっと。

25年度に調査をもう一回実施をしたときに、学校の判断で、非常に激減していると言われたんですけど、児童生徒に対して、子どもに直接何か、調査みたいなものはされてるんでしょうか。そのあたり、もし何かあれば教えていただけましたら。

(事務局)

子どもたちへの直接の調査は、各学校独自でアンケートをしておりまして、24年度の調査でも、25年度に学校へ行った調査でも、子どもたちへのいじめ等のアンケート調査をしているという報告が出ております。ただ、私が一番大切と思ひますのは、やはり学校の姿勢です。そのアンケートをどういうふうに見るのか、そのアンケートから子どもの心の動きですとか、いろいろなものが見られると思うんです。だからこそ、そのアンケートを大切にしてほしいということで、各学校にはお願いをしておるところでございます。徳島県全体で、同じ内容のアンケートをしているというのはございません。ただ、市町村単位で一斉に同じ内容のアンケートをしようということで、市町村独自に対応している市町村もございます。

(会長)

私の経験談になるんですけど、私が中学校でスクールカウンセラーに行っているところで、やはり学校側が独自に子どもたちにいじめのアンケートをして、そしてその学校は夜に教員ほぼ全員、それからいじめのアンケートをとった生徒会のお子さんたち、そして保護者の方、三者集めて、そのアンケート結果を基に話し合うというようなことをした学校はあります。それは非常に役に立ったと思ひます。そういった、いろいろ学校で取り組んでいるんだというような良い事例も当然、持っておられると思うので、共有していただけたらと思ひます。

他に、どうでしょうか。どのようなことでも。

(B委員)

恐縮ですけど、資料6でございますね。基本的な方針9ページでいじめに対する学校における措置というところですけども、いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まずというのはそのとおりで、本当に一人で抱え込んでしまうともう無理なので、組織的な対応が必要だというふうに言うのですが、じゃあ具体的にどうするのかということについてマニュアルと言ったらあれなんですけども、こういうことが起こったら誰それがこうするとか誰それがこういう役割を分担するとか、そのあたりについて、方針といたしましうか、教育委員会、各学校でそのようなものはできているんでしょうか。

(事務局)

徳島県では、この4月に、徳島県いじめの防止等のための基本的な方針を策定しました。これで各学校をお願いをしているのは、学校のいじめ防止等のための基本方針を作ってください。そして、教員一人だけに任せる、担任一人に任せるではありません。いじめ問題は一人が判断するのではなく、組織で判断をしてください。そして、そのいじめ問題に対応する組織を立ち上げてください、ということをお願いしておりました。ほとんどの学校では、学校の基本方針ができているとの報告を得ております。組織も学校で設置しております。その組織で情報を集めて、「あっ、これはいじめだな」ということを判断したうえで、いじめられた子どもを徹底的に守り抜く。そして、双方の保護者に「いじめですよ」、「いじめられていますよ」、ということをしつかり伝えるというマニュアルを、それぞれ学校で今作成中、もしくは策定しているところでございます。

(B委員)

それは、できあがったら各教育委員会で、収集されたりというのは予定されているんですか。その各学校のマニュアルというか、そういう対処方針といたしましうか。

(事務局)

県立学校については、すでに収集しております。市町村立の学校についてはこれから、各学校の方針を集めたいと思っております。

(B委員)

どこかの段階でまた、こういったものを作ってます、と見せていただけたらうれしいなと思いますので、できたら情報提供をお願いします。

(C委員)

先ほどB委員のおっしゃっていたとおり、さっき見せていただいて、全て解消しているという文言が最も危険なんじゃないかなというか、いじめっていうのは、1年やそこらで解決するんだったら、実際本当にいじめだったんだろうかっていうような。ちょっと友達同士でふざけてたのもいじめに入るのか、本当のいじめだったらだぶん解消せずに、さらに陰湿になって、客観的に見たら見えなくなっていくものが一番怖いので、それが将来的に重大事案に繋がるということもありますので、そこで解消している、というか、そこを客観的に見たら、先生方とか、周りの大人がそれを無くなったと認識することほど怖いことはないんじゃないかなと思いました。

それともう一つ、先ほどからのお話で思ったのは、小学生のいじめと中学生のいじめと高校生のいじめは全然レベルが違うし、条件も違うし土壌も違うし対策も違うと。これを起きてしまった時にみんなで協議しましょう、みんなでこういうこと、意見を交換しましょう、言い合いましょう、っていうことよりもっと、なんて言うか、綿密なマニュアルを作るっていうのが、科学的にといいますか、いわゆる、小学生の心理にはどういう心理が

ある、中学生の心理には何がある、また、何より大事なのは予防なので、こういう人たちはリスクが高いとか、こういう環境はリスクが高いとか、だいたい過去にいろんな報告があつて分かっていることなので、そういうことからリスクが高いと思われているところには、ベテランとか、そういうことに対しての専門的な知識を持っている人を監視、と言つたらあれなんですけど、監察をさせるとか、そういう具体的な方案を、起きる前に立てるといふような方法がいいのかなと思つて……。読ませていただいたら、起きちゃつたらどうしようといふような、起きてからのことといふのがすごくて……。

私たちが一番いやなのは、重大事案と呼ばれるようなことなので、それを防ぎたいなといふことを今感じました。ちょっとまとまらないんですが。

(会長)

いかがでしょうか、C委員のご意見に対して、何かありますでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりだと思います。この前の県教育委員会の審議会でも、対症療法ではだめだ、やはり予防のための教育を小さい時から、しっかりやっていきましょう、といふことで、徳島県としても、鳴門教育大学の知見を活用しました予防教育を進めておるところでございます。我々としても、重大事態での審議は絶対に避けなければならないという覚悟で臨んでいきたいと思っております。

(C委員)

予防のための教育は、子どもさんもちろんなんですけど、先生とか、周りの大人にも教育をしなきゃいけないんじゃないかと思つています。例えば、先生が見て、こういう子は危険が多いと、だから気をつけてあげようと、例えば、ちょっとしたことで本当にそれがいじめなのかどうかといふような、そういう経験といふのは皆、得られないので、やはり学習しないと、いろんな事案を読んだり聞いたりしないと、これは、もしかしたらいじめなんじゃないかといふ勘が働かない。それはやはり、子どもさんにいじめは駄目ですよつて教育するのは、もちろん当たり前なんですけど、先生を教育するといふことを、大変ちょっとあれなんですけど、そういうことに対して、正確な知識を持ていただくといふことが、すごく大事かなと思つています。自分の経験とすりかえてしまつて、昔こんなことがあつたから今度も大丈夫だろうとか、リスクの度合いが全然違つたりすることもあるし、先生も人間ですから、いろんな物事とか、感情とかに、いろんなばらつきがある。それをやはり、一つの何かマニュアルで統一するといふことをやるほうが、一貫したものができるんじゃないか。ある先生が見たらこれはいじめだけど、ある先生から見たらこれは遊びだよとなつてしまうのが一番危険じゃないかと思つるところがあります。

(B委員)

今の関連ですけど、確かにいじめといふのは、評価が入つてる概念ですから、ある人が見ればいじめだったり、ある人が見ればいじめじゃなかつたりといふような、ばらつきが確かに出てくるおそれがある。そういう時に児童虐待の分野ではチェックリストといふものがあるんですね。チェックしていつてこれがあつたらちょっと危ないよと。いじめについても、たぶんどこかの自治体ではチェックリストを作つているのだといふところもあるのだと思つていますけども、そうすれば判断に客観性が出てくるし誰が見てもブレがないといふか、そういったものを少し検討していただいたらどうかと思つています。

(事務局)

徳島県教育委員会では、昨年の11月に「子どもたちをいじめから守りぬくために」、

という冊子を発行し、この中にはいろんな項目のチェックリストを作りまして、各学校に配布しております。先生方にも、これでこういう項目に当てはまれば、「いじめです」ということを収集してもらっていますけども。やはり先生方によっては判断が少し違うときがございます。だからこそ、組織でいじめをしっかりと判断してくださいということで、今年度より動き始めております。

(会長)

非常に議論が活発で、意義のある意見が出てきているように思います。実は、いじめ問題等対策審議会の方に、本学の教員や私の知っている人も何人か参加されており、先週審議会をやっている、まさに今日出てきたような話がいろいろ議論されたということも聞いております。それと今言っていたように、チェックリストというのを作って検討していきたいということも聞いております。

他、いかがでしょうか、どのようなことでも。では、D委員はいかがですか。

(D委員)

私は長く少年非行の防止に係わってきましたが、非行少年の再非行率は高くなる一方で、非行が進んでからは、その子を元に戻せるという可能性も低くなるという現状を見てきました。そのようなことから、非行防止でも予防教育が必要だと感じ、2年間鳴門教育大学で学びました。いじめも、やはり同じように、起きる前の予防教育が必要じゃないかと思えます。

今、県教育委員会の方で予防教育が進められていますが、いじめの根っこにあるものを、B委員がおっしゃったように、予防に必要なものを促進させ、また、個々のリスクとおっしゃっていましたが、阻害する要因を減少させていくということが、いじめなどの問題が起きる前の段階でできれば、自信が持てる自分になっていくことができます。また、コミュニケーション能力なども育まれていきますので、そういった教育を浸透させていくことが必要でないかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。A委員、いかがでしょうか。

(A委員)

私も同じようなことを考えながら、お聞きしていたんですけども、この調査委員会というのは、重大事態が起こったときに開かれると、この間教えていただいたんですけど、そういった予防対策っていうのをしっかりと、その前の対策審議会の方で、防止とか政策提言とか、そういったものを含めて議論してほしいなと思っております。それと、やはりこの組織としては、いじめられた人、それからその家族ですけれども、その人達にとっては、やっぱり透明性と言うんでしょうか、ここで何が話し合われてっていうことで、組織の透明性っていうのをしっかりと考えておかないといけないかなと思うんですが、どうしてもここでは、重大事案ということで、個人情報の関係もあるということで、非公開というのが委員会において決定した場合はそうなるということなんですけど、できるだけ関係者の方とかと情報共有しながら、そういうふうな議論というのがうまく相互連絡できるような関係性というのをとれたらいいんじゃないかなと思ってます。秘密の中で議論しなくて、という意味です。

(C委員)

今回、こういう法律ができたり、自治体とかが教育問題に関わるような仕組みができたというのは、すごく、ものすごく意義があることだと思います。学校というのは、ある程

度閉鎖された空間である。というのが今まで。

内々で起きたことに関しては、なんとなく、第三者の意見を聞かずに処理が終わってしまったり、なんとなく解決したというようなことで、いじめはなかったとかいう感じでよく出てきますけども、それに対して、研究不正ではないですけど、何かの組織の中で、何か起きた時に全く関係ない人が、それを監視するという事だけでも、すごい抑止力になる。それが、県であるという自体で、先生方にとってもすごくいろんな意味で、ちゃんとしなきゃというような、抑止がかかると思うので、私達が呼ばれるような重大事案が起きたら、絶対困るんですけど、こういう制度を作って、定めていただいたということが、自分達の地域の子ども達にとっても、非常にありがたいことだと思います。

(B委員)

さっき、冒頭ですすね、私自身もいじめの相談を受けて、学校側と交渉する事があったと言ったんですけども、だいたいうまくいかないんですね。なかなかうまく解決しないということがあって、どうしても学校側ってガードが堅くなっちゃうんです。弁護士が来るとやっぱり、すぐ訴えられるというふうに思っちゃうらしくてね。訴えたりしたら、やはり、それこそ子どもも居づらくなるんで、できたら、学校と協力してですね、なんとか子どもが元気に学校に行けるようにしたいなという思いでやっているんですが、なかなかどうしても、先ほど閉鎖性っていう話もありましたけど、ちょっと、弁護士だと、身構えてしまっという事で。その辺については、改めていただけたら、一個人としては、嬉しいなと思いますので、本当に必要な関係機関との連携という話もございましたけども、できる事はそれぞれ役割分担してやっていけたらなと思っております。

(会長)

予定の時間よりも長く、通り一遍の会ではなくて、このいじめ問題が如何に大事であるのかということで、委員のみなさん非常に熱い思いを、いろいろな観点からご指摘いただきました。ありがとうございます。

せっかくですから、知事さんから何かご意見いただけたら、いかがでしょうか。

(知事)

元々この調査委員会というのは私の諮問に応じてということですので、私の考えを少し申し上げさせていただきたいと思うのですが、正に今、各委員の皆様方におっしゃっていただいたとおりなんです。今日は、教育委員会の関係者もいるわけですが、教育委員会には限らないんですけど、ある一定の閉じた組織、空間というのは、必ずそうしたものは、事あるごとに隠蔽体質になってしまう、どうしても。公務員の世界が、だいたいそうなんですけどもね。ですから逆に、教育の世界のこの文化、良い悪いじゃないんですけど、大小問わず、いじめ問題が起きるとマイナスだ、これは出世に対してマイナスだと思うのか、あるいはその学校のイメージがマイナス、とにかくその大小関係なくいじめが起きたら、これはマイナス、起きてほしくないっていうマインドが常に生じるんですね。だから、先ほどお話があったように、ある事案があって、他の人達を見ると、教育関係以外の人を見ると、明らかにそれいじめだろっていうものがね。いや、あれはスキンシップなんですとかね、一生懸命に、何か考えて答えるんですよ。要するにいじめじゃないって言ったら、それでいいんですよ、そう思いたくないっていうね。これが教育現場にもものすごく、もう歴史というかね、文化として、受け継がれてしまったんですね。だから、常にそう思っているものですから、認知の段階で初動が遅れるんですね。先ほどから小さいうちの話もありましたが、でも大小関係ないんですよ。とにかく無いんだ、大きい問題も解決しましたってね。とにかく無い、あってほしくない、こういうところを根本から変えないことには、いつまで経ったって、いじめ問題はなくならない。それは先ほど委員の皆さんのおつ

しゃったとおりだったんです。そこで根本を変えようということで、地方教育行政法を今回改正するということになってしまったんですね。ただ、今回の決着についても、実は、その一番この発端であった大津市の越市長さんは納得できんと言ったのですよ。結局、教育現場でそうしたところは全部残ってるんでね。教育委員長と新教育長が一体化をして、新教育長になる。その任免っていうのはいろいろある。今、私が教育長の人事案件を出して議会が同意をすれば、教育長。ただ今までは4年だったもの、これが今回任期が3年になると。それも、その首長さんの任期は大体4年なんですよ。だから4年の間で、やっぱり、場合によっては駄目だったら首切れって、首を切る罷免権は持ってる。こういうのは今もあるんですよ。だから、それはとつても納得できないと。だから、これが今の教育の置かれた現状ということなんですね。確かに、このところ全面的に首長に権限を委ねるということに対しては、昔からのアレルギー、選挙目当てに使うんじゃないかと、学校の先生の人事をね。これはまあ、確かに戦後も市町村レベルでは後絶たないほど多かったんですけどね。だから、そうした意味で、このところはその両方の過去の歴史、そして現状をどう改めるか、こうした点が、妥協の産物とは言いたくないんですけど、一歩は前進したのかなと。ただ今、委員の皆さん方からもおっしゃっていたように、学校の現場で、いじめはあってほしくないという文化を変えない限りはだめだと。つまり、そこはもっと言うと学校の先生、あるいは学校の評価、ここを変えないといけない。つまり、いじめ問題が起きたから、それで出世終わりとかいうんじゃないくて、逆に早く見つけ出したことは立派だということをごんごん推奨すればいいんですね。そこで先ほど、B委員におっしゃっていただいたように、いろんな場に法律的な観点だとか、あるいはC委員に来ていただいてメンタル的なね、プロフェッショナルとして、これはおかしいですよっていうところを言っていたと、そういう場をもっともっと増やした方が良くかなと。つまり、学校現場で日常あるような、そういうものをケースメソッドとして、場合によってはこの場にかけてもらってね、ここでは確かに重大案件が出たら諮るということになっているんですが、そうではなくて、ケースメソッドのうちね、もっと言うと軽い段階のうちに、早期発見、早期対応のそうしたプロフェッショナルの場という形でね、やっていく方が良くないかなと。それこそ、B委員がおっしゃったように、向こうに弁護士さん入ってなくて大丈夫なんてね、それよりもこっちの段階でこなして行って、その結果をまた教育委員会にフィードバックするという形であれば、一石二鳥ならぬ、三鳥、四鳥にもなりますんでね。逆にこの場で教育委員会で起こったいろいろな現場のそうしたものを、審議会にかける、連絡協議会にかけてもいいんですが、やはり教育委員会の鴨居にある限り、この文化からいっぺんに抜け出すということはほとんど無理だと思うんですね。ということで、その場から抜けているこの場に持ってきて、これはやっぱりいじめっていうんですよ。よく見つけましたねって、そうすると今度はみんなが持ってこようと、この場にね。どんどん見つけて持ってこようと文化に切り替えない限りは、これ、なかなか難しいということで、最終結論については、この場とその諮問は知事がするとなっておりますので、そうした早期発見、早期対応と言え、さっき言われた予防ですよ。この観点に重点をおく形で、この場にケースメソッドをどんどん持ち込んできて、そしてこなしていただいている間、実際にはまた審議会とか連絡協議会の場にフィードバックをしていくと。そうした役割もぜひ持っていただきたいと思っておりますので、それを教育委員会にね、教育長さんにも言っていただいて、そういう対応で進めたいと思っております。やはり、その部分を変えない限り、これはもう教育委員会を解体するしかない。つまり、知事部局の中の教育部にしない限り、直らないということになりますので、是非皆様方にもご協力いただければと思っております。どうもありがとうございます。

(会長)

どうもありがとうございます。我々も正直この委員会は責任が重い。また、それゆえ正

直なところ、気が重い委員会なんですけれども、今ご意見いただいて、我々も頑張ろうという気になりましたので、これからやっていきたいというふうに考えております。その他、ご意見などおありでしょうか。まだまだ尽きないと思うんですけども、予定の時間をオーバーしております。実際どんどん伸ばしても結構なんですけど、一応第1回ということで、ここで終了とさせていただきたいと思います。

本日は議事の進行にご協力いただきありがとうございます。以上をもちまして本日の議事を終わらせていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。熱い思いでの論議、大変有意義だったと思っております。今日出た意見については、教育委員会共々、検討させていただきたいと考えております。

以上をもちまして、第1回の「徳島県いじめ問題調査委員会」を閉じさせていただきます。本当にありがとうございました。

人権教育課いじめ問題等対策室

平成26年度 第2回徳島県いじめ問題等対策連絡協議会 報告

日時	平成26年9月24日(水) 午後14時～15時30分	
場所	県庁9階 教育委員室	
会次第	1	開 会 各団体・機関から全員出席(13名) ①議長あいさつ 藤井教育次長 ②第2回徳島県いじめ問題等対策審議会の報告
	2	協 議 ①ネットトラブルやネットいじめ対策についての意見交換 (各団体・関係機関の取組の現状や課題, 御提言等) ②①についての質疑・応答
	3	その他
	4	閉 会

- 協議①の意見交換で出された各団体・関係機関の取組の現状や御提言等(主な意見を抜粋)
- ・携帯電話やインターネットを安全に利用するための出前講座を行っている事業者、授業で活用できる指導資料が掲載されたホームページアドレス等の情報を集約し、学校現場に情報提供できるよう検討している。
 - ・今年度の「防ごう少年非行 県民総ぐるみ運動」でインターネット利用に関する啓発資料を配付した。
 - ・中高生サミットで、インターネットやスマホの利用について話題にし、子どもたち自らが考えて、行動する取組を進めていくことも大事。
 - ・無断で動画をネット上に投稿したり、出会い系サイトで知り合った人から写真を要求されたりする事例があった。保護者が事実確認するために、子供への体罰や虐待につながるケースもある。
 - ・法務省の人権擁護機関では、本人からのプロバイダへの削除依頼にもかかわらず削除されない場合、人権侵害と判断したものについて削除を要請している。
 - ・法務局では、いじめ問題やインターネット利用に関する人権啓発ビデオの無料貸し出しを行っている。また、法務省のホームページから同ビデオを視聴することも可能。
 - ・携帯電話やインターネットの利用状況アンケートを実施したが、学校ごとに差がある。保護者の協力なしには対応や指導ができない。これまでも道徳や人権教育等において指導してきているにもかかわらず、効果を上げていないことに対して反省する必要がある。問題の根本には子どもたちの対人(集団)スキルの未熟さや自尊感情の低さがあり、こういったことへの指導の充実が求められる。
 - ・高校生はほとんどが所持している。携帯電話やインターネットの利用に関する講演会や安全教室を約6割が実施。ホームルーム活動等で指導しているのが約3割。学年・全校集会、入学式、保護者説明会等での指導が約3割。他にも、学校独自でネットパトロール活動を実施している学校や使用を禁止している学校、また情報モラル作品作りを通して啓発を行う学校もある。しかし、効果的な指導が難しい。組織的な取組が必要である。
 - ・特別支援学校11校で、子どもたちへのインターネット利用に関する対応や対策をしている学校は7校、していない学校は2校、検討中が2校。消費生活センターや民間の情報セキュリティの会社から講師を招き、集会や情報の授業を行った。
 - ・スマートフォンで撮影した写真を投稿することで、リスクが高まっている。子どもたちに対して「なぜその行為がいけないのか」を適切に指導し、リスクを回避する方法等を具体的に学ぶ研修等を通して指導力向上を図れるようにしたい。
 - ・9割以上の生徒が携帯を所持している。担任が朝に預かり、帰りに返却するようにしているが、その労力は大きい。預けている間の携帯使用料金の支払いを要求する親もいる。教育の原点に戻り、親、学校、地域が一体となって取り組んでいく必要がある。
 - ・市の調査で気になることが2点ある。中学生の「携帯使用時間が3時間以上」と回答した割合が3割を越えていること。「今までに嫌なことやトラブルがあった」と答えた小中学生が8割いること。子どもたちに考える力をどう育てるか、人権教育や道徳教育の視点からのアプローチが必要。鳴門教育大学阪根教授の協力を得て、資料やリーフレットの作成をしている。
 - ・国による規制はできないものか。
 - ・石川県では条例により、小中学生の保護者が子どもに携帯電話を持たせないように努めることを義務化している。
 - ・携帯使用時間と学力との関連性や経済的なマイナス面を伝え、啓発していくのも一つの方法。

